

しょう しゃきほんほう かいせい 障がい者基本法の改正について・その2

ねん がつふつ か
2010年2月2日

おお たに きょう こ
大 谷 恭 子

しょうがいしゃきほんほう せいかく ほそくいけん ていしゅつ
障害者基本法の性格について、補足意見を提出します。

きほんほう いっぱん こくせい じゅうよう し ぶんや くに せいど
基本法とは、一般に国政に重要なウェイトを占める分野について国の制度、

せいさく かん きほんほうしん げんそく めいじ
政策に関する基本方針・原則を明示したものであるといわれている。ただし、

きほんほうしん めいじ あ けんりぎむ ないよう あき
基本方針を明示するに当たり、その権利義務の内容が明らかになっていなか

ればならないのであり、まずは基本理念が明示されていなければならない。

しょうがいしゃきほんほう か しょう しゃせいさく かん きほんりねん
障害者基本法に欠けているものは、障がい者政策に関する基本理念であり、

よって権利主体としての障がい者がどのような権利を有しているのかを明示

した権利章典としての性格は不可欠である。それをふまえ、国に対し基本方針

めいじ かくせいさく たい おやほう こうそくりよく
を明示し、各政策に対する親法として、拘束力のあるものでなければならな
い。

てん ねんきょういくきほんほうかいせい ないよう ほうりつ ていさい
この点について、2006年教育基本法改正はその内容はともかく法律の体裁

さんこう おも
として参考になると思われる。

きゅうきょういくきほんほう ひろ し けんぽう じゅん ほうりつ きょういく
旧教育基本法は広く知られているように、憲法に準ずる法律として、教育

についての^{きほんてきりねん}基本的理念^{さだ}を定めていた。

その旧法^{きゅうほう}の構成^{こうせい}は以下^{い か}のとおりである。

- ^{じょうゆ}上論
- ^{ぜんぶん}前文
- ^{だい じょう}第1条 ^{きょういく}教育の目的^{もくてき}
- ^{だい じょう}第2条 ^{きょういく}教育の方針^{ほうしん}
- ^{だい じょう}第3条 ^{きょういく}教育の機会均等^{きかいきんとう}
- ^{だい じょう}第4条 ^{ぎ む}義務教育^{きょういく}
- ^{だい じょう}第5条 ^{だんじょ}男女共学^{きょうがく}
- ^{だい じょう}第6条 ^{がっこう}学校教育^{きょういく}
- ^{だい じょう}第7条 ^{しゃかい}社会教育^{きょういく}
- ^{だい じょう}第8条 ^{せいじ}政治教育^{きょういく}
- ^{だい じょう}第9条 ^{しゅうきょう}宗教教育^{きょういく}
- ^{だい じょう}第10条 ^{きょういくぎょうせい}教育行政
- ^{だい じょう}第11条 ^{ほそく}補則
- ^{ふそく}附則

よう 要するに、^{きほんりねん}基本理念^{かくちょうたか}を格調高く^{めいかく}明確にし、それがゆえに^{ふへんせい}普遍性^{けんぼう}のある憲法に

じゅん 準ずる法律^{ほうりつ}として^{たか}高く^{ひょうか}評価^{いっぼう}されていたものであるが、一方、^{きんじ}近時^{きほんほう}の基本法の

せいかく 性格^{くに}である「^{せいどせいさく}国の制度政策^{かん}に関する^{きほんほうしん}基本方針^{めいじ}を明示する」との^{かんてん}観点^いで言えば、

^{じょうきょういくぎょうせい}10条^{きょういくぎょうせい}教育行政にとどまっていた。

これを改正法は以下の章建てとし、1章目的と理念、2章教育の実施に関する基本、3章教育行政、とし、基本法の中に第17条教育振興基本計画の策定を義務づけた。

これは理念を明らかにしつつ、かつ国の政策に対する基本方針を明確にする立法技術として参考にするべきである。

前文

第一章 教育基本法の目的及び理念

- 第1条 教育の目的
- 第2条 教育の目標
- 第3条 生涯学習の理念
- 第4条 教育の機会均等

第二章 教育の実施に関する基本

- 第5条 義務教育
- 第6条 学校教育
- 第7条 大学
- 第8条 私立学校
- 第9条 教員
- 第10条 家庭教育
- 第11条 幼児期の教育

- だい じょう 第12条 しゃかいきょういく 社会教育
- だい じょう 第13条 がっこう かていおよ ち いきじゅうみんなど れんけいきょうりよく 学校、家庭及び地域住民等の連携協力
- だい じょう 第14条 せいじきょういく 政治教育
- だい じょう 第15条 しゅうきょうきょういく 宗教教育

だいさんしやう きやういくぎやうせい 第三章 教育行政

- だい じょう 第16条 きやういくぎやうせい 教育行政
- だい じょう 第17条 きやういくしんこう きほんけいかく 教育振興基本計画

だいやんしやう ほうれい せいてい 第四章 法令の制定

- だい じょう 第18条

ふそく 附則

(その2、いじやう以上)